

## 生産物分類策定作業手順書（案）

平成 29 年 10 月 25 日作成

令和元年●月●日改定

総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室

## 目 次

第 1 作業手順概要 .....	1
第 2 作業用資料一覧 .....	2
第 3 作業手順詳説	
【産業大分類別の作業】 .....	4
【産業横断的に行う作業】 .....	11

## 別紙様式

【別紙様式 1】 産業（業界）研究資料

【別紙様式 2】 産業別生産物分類リスト

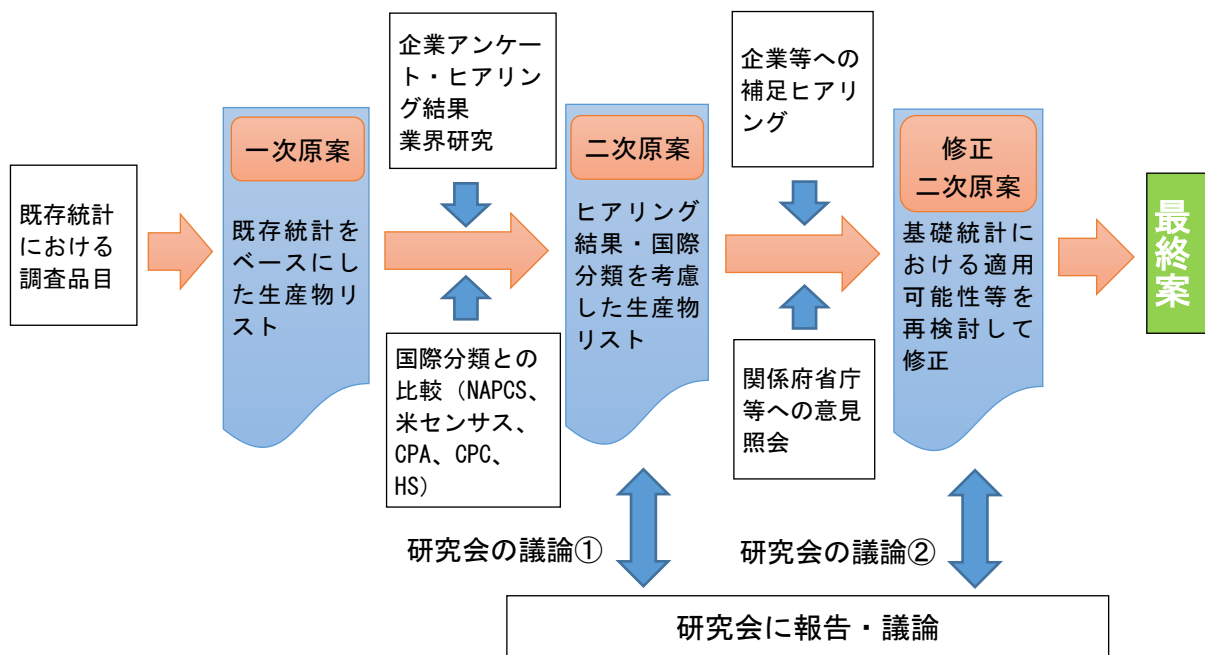
【別紙様式 3】 主な御意見とその対処方針（案）

（注）本作業手順書（案）は、令和元年度以降の財分野の生産物分類の検討に当たって、これまでの手順書（案）を一部改定したものであり、今後、生産物分類策定研究会における議論等を踏まえて、変更・修正があり得る。

## 第1 作業手順概要

### 【産業大分類別の作業】

(フロー図)



- 1 産業（業界）研究
- 2 産業別生産物分類策定参考資料の作成
- 3 分類原案の作成
  3. 1 一次原案の作成
  3. 2 二次原案の作成
- 4 生産物分類策定研究会における検討（1回目）
- 5 修正二次原案の作成
- 6 生産物分類策定研究会における検討（2回目）

### 【産業横断的に行う作業】

- 7 産業分類との対応関係の整理
- 8 サービス分野の生産物分類も含む中上位分類の構築
- 9 国際分類（CPC、HS）との対応表の作成

## 第2 作業用資料一覧

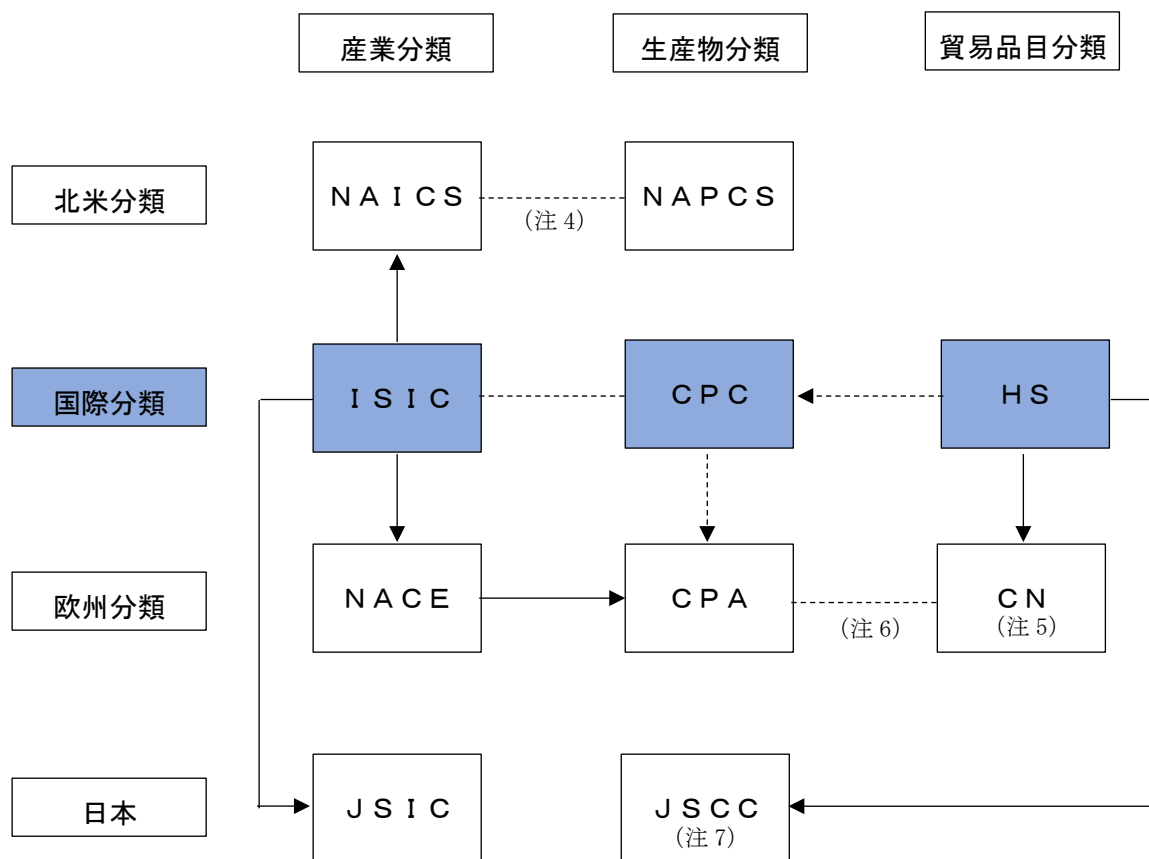
### 【作業用資料】

- 01 産業（業界）研究資料【別紙様式1】
- 02 産業別生産物分類リスト【別紙様式2】
- 03 主な御意見とその対処方針（案）【別紙様式3】

### 【主な作業用参考資料】

- 01 日本標準産業分類（J S I C）（平成25年10月改定）
- 02 北米生産物分類システム（N A P C S）（2017年第1.0ベータ版）
- 03 欧州共同体活動別生産物分類（C P A）（第2.1版）
- 04 中央生産物分類（C P C）（第2.1版）
- 05 北米産業分類システム（N A I C S）（2017年）
- 06 欧州共同体産業分類（N A C E）（第2.0版）
- 07 国際標準産業分類（I S I C）（第4版）
- 08 商品の名称及び分類についての統一システム（H S）（2017年改定）
- 09 2017年アメリカ経済センサス調査票生産物リスト
- 10 目的別家計消費分類（C O I C O P）（2018年）
- 11 平成27年産業連関表
- 12 平成28年経済センサス-活動調査
- 13 サービス分野の生産物分類（2019年設定）

(参考) 国際分類及び北米、欧州、日本における各種分類の整備状況と対応関係



(注)

- 1 実線の矢印 (→) は、始点の分類が基準分類となり、分類構造でリンクしていることを示す。
- 2 破線の矢印 (- ->) は、始点の分類が基準分類となり、分類項目対照表でリンクしていることを示す。
- 3 破線 (矢なし) は、分類項目対照表でリンクしていることを示す。
- 4 NAICS と NAPCS の対照表は公表されていないが、「NAPCS フェーズ I-III 生産物リスト」(NAPCS Phase I-III Product Lists) では、NAPCS 暫定生産物と NAICS との対応関係が示されている。
- 5 欧州合同関税品目分類表 (Combined Nomenclature, a European classification of goods used for foreign trade statistics)
- 6 CPA と CN は、PRODCOM (欧州鉱工業生産統計分類) を介してリンクしている。
- 7 日本標準商品分類 (平成2年6月改定)

### 第3 作業手順詳説

#### 【産業大分類別の作業】

##### 1 産業（業界）研究

ここでは、「産業（業界）研究資料」【別記様式1】により、検討対象となる産業の業界研究を通じて、業界全体の概略を把握し、分類原案の検討の参考情報を整理する。本資料に盛り込むべき主な項目は以下のとおり。なお、本資料は非公表とする。

###### ① 関係法令等

検討対象の産業（業界）において以下のような事項を規制している法令や業界の自主規制がないか確認し、商品・サービスの特定に関連する可能性のある法令名を本欄に記載し、必要に応じて関係条文を別添する。

- i) 所管官庁に対する品目別売上等の報告等
- ii) 会計処理・経理区分
- iii) 特定の財・サービスに課される税（酒税、たばこ税等）

###### ② 業界売上高・事業所数等

「平成28年経済センサスー活動調査結果」から、産業（細分類）別事業所数、売上（収入）金額等を記載する。また、これ以外に業界におけるシェアや財・サービスの種類別の売上状況等がわかる統計や既存資料等があれば、必要に応じて記載する。

###### ③ 主な商品・サービス等

企業HPや各種統計、業界団体等が提供する情報等を参考に、検討対象の産業（業界）に属する企業が提供する主な商品・サービス等について記載する。

###### ④ 備考

その他生産物分類の策定に当たって参考とすべき情報があれば記載する。

##### 2 産業別生産物分類策定参考資料の作成

ここでは、検討対象の産業（J S I C中分類又は小分類）ごとに「産業別生産物分類策定参考資料」（国際分類、既存統計調査品目、調査研究結果、関係するサービス分野の生産物分類など）を作成する。具体的な作成方法は以下のとおり。

- (1) 検討対象の産業に対応する①NAPCS（2017年）、②2017年アメリカ経済センサス調査品目、③CPA（Ver.2.1）、④CPC（Ver.2.1）、⑤HS（2017年）を以下のとおり抽出し、「産業別生産物分類策定参考資料」に添付する。

###### ① NAPCS（2017年）

検討対象の産業に係るNAPCS（2017年）の生産物を抽出し、その写しを添付する。

###### ② 2017年アメリカ経済センサス調査品目

①で抽出したNAPCS（2017年）の生産物に対応する2017年アメリカ経済セン

サス調査品目を抽出し、その写しを添付する。

③ CPA (Ver. 2.1)

検討対象の産業に対応するCPA (Ver. 2.1) の生産物を抽出し、その写しを添付する。

④ CPC (Ver. 2.1)

検討対象の産業に対応するCPC生産物を抽出し、その写しを添付する。

⑤ HS (2017年)

検討対象の産業に係るHS (2017年) の品目を抽出し、その写しを添付する。

⑥ COICOP (2018年)

検討対象の産業に係るCOICOP (目的別家計消費分類) (2018年) の品目を抽出し、その写しを添付する。

- (2) 検討対象の産業に係る既存統計調査の調査品目のうち、生産物分類の策定に当たって参考となるものを以下のとおり抽出し、「産業別生産物分類策定参考資料」に添付する。

① 産業連関表 (平成 27 年)

検討対象の産業に対応する平成 27 年産業連関表細品目 (10 桁) を抽出し、その写しを添付する。

② 平成 28 年経済センサスー活動調査

検討対象の産業に係る平成 28 年経済センサスー活動調査の調査品目の写しを添付する。なお、下記③で抽出した既存統計調査の調査品目が平成 28 年経済センサスー活動調査の調査品目とほぼ同様であるなど、下記③で抽出した既存統計調査の調査品目により代替可能と認められる場合には添付を省略して差し支えない。

③ 上記以外の統計調査

上記①及び②以外の既存統計の調査品目のうち、検討対象の産業に係る生産物分類の策定に当たって参考となるものを抽出し、本参考資料に添付する。

- (3) その他、検討対象の産業に係る以下の資料を本参考資料に添付する。

① 企業等に対するヒアリング結果

検討対象の産業に係る企業・関係団体等に対するヒアリング結果の概要を整理して、本参考資料に添付する。

② 委託調査研究結果

検討対象の産業に係る委託調査研究結果について、調査研究結果が取りまとめられ次第、本参考資料に添付する。

③ 関係するサービス分野の生産物分類

必要に応じて、検討対象の産業に係る生産物分類の策定に当たって参考となるサービス分野の生産物分類を、本参考資料に添付する。

### 3 分類原案の作成

#### 3.1 一次原案の作成

ここでは、検討対象産業の主要な生産物について、経済センサス - 活動調査の調査品目、産業連関表部門分類のほか、検討分野に係る既存統計の調査品目を参考に、検討のベースとなる生産物リスト（一次原案）を作成する。

「一次原案」は研究会資料として提出するものではないが、事務局が原案を作成する上でのベースとなるものとして整理する。なお、検討分野によっては既存統計以外の情報を元に一次原案を策定する場合もあり得る。

既存統計のうち、どの統計の調査品目を検討のベースとするかについては、所管府省庁等の意見も踏まえて決定する。また、既存統計において調査品目に関する課題等があれば把握し、分類原案の検討に際して留意する。

#### 3.2 二次原案の作成

ここでは、3.1で作成した一次原案について、国際分類との比較・検討、企業・関係団体等へのヒアリング、その他の関係情報等を参考に二次原案を作成する。

##### (1) 国際分類との比較・検討

上記 3.1 で作成した一次原案について、国際分類と比較し、分類の構成や粒度を修正する余地がないか検討する。

比較に当たっては、主として用途の違いに着目し、NAPCS及びアメリカ経済センサス調査品目との対応関係を基本としつつ、検討対象産業の状況に応じて、CPA、CPC及びHSとの対応関係についても考慮する。

##### (2) 企業・関係団体等へのヒアリング

検討対象の産業分類の格付けられる企業や関係団体等に対して、主に以下の事項についてヒアリングを行う。

- ① 企業（業界）における経理上の売上金額の内訳区分
- ② 生産する商品・サービスについて、事業用、家庭用などの需要先別の区分可能性
- ③ 事務局が検討している分類原案の統計調査における回答可能性
- ④ 副次的な生産活動（副業）の生産物の産出状況
- ⑤ その他（傘下事業所における回答可能性、法令等に基づく国等への報告の有無など）

### (3) 産業別生産物分類リスト（二次原案）の作成

上記2で作成した「産業別生産物分類策定参考資料」、企業、関係団体等へのヒアリング及び委託調査研究の結果等を参考に、検討対象の産業に係る主業及び副業の生産物を検討し、「産業別生産物分類リスト」【別紙様式2】（統合分類及び詳細分類）を作成する。

#### ア 分類基準

当該リストの作成に際しては、「サービス分野の生産物分類（2019年設定）」の分類基準に基づき作成する。

サービス分野の生産物分類（2019年設定）（抜粋）

#### 3 分類基準

(1) 本分類は、経済活動における生産の成果として産出される生産物について、主に生産物の用途又は生産物の質の違いに着目して分類する。

具体的には以下のような観点に着目する。

##### ① 生産物の用途の違い

##### i) 生産物の需要先

事業者向け、一般消費者向け、輸出向けなど、その需要先（注）が異なることがほぼ特定できる場合は、別の生産物として分類する。

（注）最終的な生産物の需要者であり、最終需要者ではない卸売業者又は小売業者への販売を除く。

##### ii) 生産物の代替性

生産物相互の代替性が低いものは、別の生産物として分類する。

##### ② 生産物の質の違い

生産物の内容、性質に違いがある場合は、別の生産物として分類する。

また、上記①及び②の観点に加え、国際比較可能性についても考慮する。

(2) 上記(1)①i)の生産物の需要先に関連して、事業者向けの生産物と一般消費者向けの生産物を分類する際には、統計調査の報告者である事業所又は企業の回答可能性を考慮して、後述する最も詳細な分類である「詳細分類」と、その直近上位の「統合分類」のいずれかで分類する。

基本的な考え方は以下のアからエまでのとおりであるが、分類に際しては、(ア)国民経済計算、産業連関表及びSUTの推計上の必要性、(イ)政策上又は研究上のニーズ、(ウ)国際比較可能性及び(エ)売上高、生産額等の規模についても考慮する。

ア 生産物の用途又は質が異なり、かつ、報告者における「事業者向け」と「一般消費者向け」の回答可能性が高いもの

⇒ **統合分類で区分**

イ 生産物の用途又は質は異なるが、報告者における「事業者向け」と「一般消費者向け」の回答可能性が低いもの

⇒ **前記(ア)～(エ)を勘案して、統合分類又は詳細分類で区分**

ウ 生産物の用途及び質はほぼ同じだが、報告者における「事業者向け」と「一般消費者向け」の回答可能性が高いもの

⇒ **詳細分類で区分**

エ 生産物の用途及び質はほぼ同じであり、かつ、報告者における「事業者向け」



と「一般消費者向け」の回答可能性が低いもの  
 ⇒ **区分しない**  
 なお、上記の考え方は、「国内向け」、「輸出向け」などの区分に際しても準用する。

なお、サービス分野の生産物分類では、ソフトウェアなど財と同様に卸売業や小売業を経由して需要者に提供されるような生産物については、供給者が事業者における使用を想定して生産した「事業用」と、一般消費者（家庭）における使用を想定して生産した「家庭用」に区分している。財分野の生産物分類の検討においてこの考え方を適用する場合は、上記分類基準における「事業者向け」を「事業用」に、「一般消費者向け」を「家庭用」に読み替えて適用する。

## イ 産業別生産物分類リストの記載要領

「産業別生産物分類リスト」【別紙様式 2】の各欄の記載要領は以下のとおり。

### (ア) 「日本標準産業分類」欄

検討対象となる J S I C（大・中・小・細分類）を記載する。

### (イ) 「分類コード」欄

検討対象産業の主たる生産活動の生産物（主業の生産物）には、サービス分野の生産物分類に係る暫定分類コードの付番方法に準じて付番した分類コードを記載する。

#### 暫定分類コードについて

財分野の生産物分類に付与される暫定分類コードは以下のとおりとする。

##### 図 暫定分類コードレイアウト

1桁目	2桁目	3桁目	4桁目	5桁目	6桁目	7桁目	8桁目	9桁目	10桁目
1	6	3	0	0	3	0	3	1	R
① J S I C の分類符号				② 品目細分コード			③※	④※	

③※ 需要先識別コード  
 ④※ 後置符号

#### ① J S I C の分類符号

当該生産物に対応する J S I C 小分類（3桁）を充てる。J S I C 中分類（2桁）レベルで対応している生産物は3桁目を「0」とし、J S I C 細分類（4桁）レベルで対応している生産物は4桁目も付番されるが、それ以外は、4桁目は原則として「0」とする。

なお、主たる産業が特定されない生産物については、J S I C の分類符号を「9999」と表示する。

#### ② 品目細分コード

統合分類及び詳細分類を細分するコードであり、5桁目から8桁目までで構成している。

##### i) 統合分類細分コード（5桁、6桁目）

「01」～「99」を使用し、「00」は使用しない。なお、「99」は統合分類の「その他」項目（バスケット項目）にのみ使用し、通常項目（バスケット項目以外の分類項目）には使用しない。

ii) 詳細分類細分コード（7桁、8桁目）

「00」～「99」を使用し、「00」は統合分類にのみ使用し、「99」は詳細分類の「その他」項目（バスケット項目）にのみ使用し、通常項目（バスケット項目以外の分類項目）には使用しない。

なお、品目細分コードは、それぞれ初期においては、原則として、3の倍数を付番することとする（例：「03」、「06」、「09」、「12」・・・）。

③ 需要先識別コード

需要先を識別するコードであり、9桁目で構成している。

「0」～「9」を使用する。専らの需要先が異なることがほぼ特定可能な場合は、以下の「1」、「2」又は「6」から選定し、需要先が混在していて特定できない場合又は需要先が不明である場合は「9」とする。

「1」：事業者向け

「2」：一般消費者向け

「6」：輸出向け

「9」：混在・不明

④ 後置符号

参考として設ける符号であり、全ての生産物に付番されるものではない。財分野の生産物分類では、以下の4つの後置符号を設定している。

なお、後置符号については、今後の財分野の検討を踏まえ、追加・削除されることがあり得る。

「C」：専ら費用積み上げにより生産額を測定する生産物に付番

「R」：生産物に関連して把握が必要な収入項目に付番

「U」：賃加工品（※Outsourced products）

「W」：くず・廃物（※Scrap and Waste）

また、検討対象産業の副次的な生産活動の生産物（副業の生産物）については、暫定分類コードの代わりに「S」（※Secondary products）と記載し、後述(カ)の「初出コード」欄に初出コードを記載する。なお、副業の生産物が未設定であり、今後の研究会における検討を待つ必要のあるものは「PS」と記載する。

(ウ) 「分類項目名」欄

分類項目の名称を記載する。

(エ) 「定義・内容例示」欄

分類項目の定義及び内容例示を記載する。

(オ) 「備考」欄

分類項目を設定した根拠（国際分類、既存統計調査品目など）を記載する。

(カ) 「初出コード」欄

(イ)で分類コード欄を「S」と記載した副業の生産物について、該当する「サービス分野の生産物分類（2019年設定）」又は過去の研究会で検討済みの財分野の生産物分類の分類コードを記載する。

## ウ 卸売サービス、小売サービスの検討

I 卸売業、小売業の生産物（卸売サービス、小売サービス）については、財の検討時に当該財に関連する卸売サービス、小売サービスの素案を併せて検討する。

なお、I 卸売業、小売業の全体については、2020年11月に開催予定の第30回研究会において改めて検討予定である。

### (ア) 各財分野における素案の検討

素案段階では、原則として、対応する財と整合的に（販売する財別に）設定することとし、粒度は対応する財の統合分類レベル又は統合分類をさらに集約したレベルとする。

また、この段階において、卸売・小売業者へのヒアリング等は必須としない。

### (イ) I 卸売業、小売業における分類原案の検討

I 卸売業、小売業の生産物の分類原案の検討時は、各財分野において設定した素案をベースに、卸売サービス、小売サービスの分類原案の全体を整理する。

原案作成に当たっては、対応する財と整合的に策定することを基本とし、他の分野と同様に、国際分類との比較検討を行うほか、企業等へのヒアリングにより回答可能性を確認し、素案の必要な見直しを行う。

## (4) オブザーバー府省庁等への意見照会

事務局が作成した二次原案は、研究会の2～3週間前に、オブザーバー府省庁に事前送付し、意見照会を行い、必要な修正を行う。

また、事務局は必要に応じて事前説明会を開催し、オブザーバー府省庁から意見を聴取する。

## 4 生産物分類策定研究会における検討（1回目）

研究会では、事務局より「産業（業界）研究資料」、「産業別生産物分類策定参考資料」、「産業別生産物分類リスト」についての説明を行う。併せて、事務局は研究会での「論点」を明示し、研究会においては当該論点を中心に検討を行う。

## 5 修正二次原案の作成

研究会での指摘を踏まえて、事務局は二次原案の修正の検討を行う。その際、必要に応じて、企業等への補足ヒアリングや関係府省庁等への意見照会を行う。

研究会における意見とその対処方針について「主な御意見とその対処方針（案）」【別紙様式3】に整理する。また、対処方針（案）に沿って、「産業別生産物分類リスト」【別紙様式2】を修正する（修正二次原案）。

## 6 生産物分類策定研究会における検討（2回目）

研究会では、事務局は「主な御意見とその対処方針（案）」に沿って修正二次原案についての説明を行う。

### 【産業横断的に行う作業】

## 7 産業分類との対応関係の整理

本分類とJ S I Cとの対応関係については、ある生産物（詳細分類）を産出する主たる産業（J S I C小分類（3桁））の整理を行う。

対応関係の整理に際しては、①ある産業にとっての主たる生産物は何か、②ある生産物を産出する主たる産業は何か、③前記①及び②のいずれの視点からも主たる産業が特定されない生産物はあるかの3つの観点から検討し整理する。

また、委託調査研究や企業ヒアリング等の結果を参考として、J S I C中分類（2桁）の各産業に格付けられる企業の主たる生産活動の生産物（主業の生産物）と副次的な生産活動の生産物（副業の生産物）の産出状況を整理し、行（生産物分類）と列（産業分類）のマトリックス形式で産業別生産物産出状況を整理する。

## 8 サービス分野の生産物分類も含む中上位分類の構築

※検討中

## 9 国際分類（C P C、H S）との対応表の作成

※検討中

## 産業（業界）研究資料

産業（業界）名	
JSIC 大分類	
中分類	
小分類	
細分類	
(1) 関係法令等	<p>(注) 当該産業（業界）に係る法令や会計基準等の<u>名称を本欄に記載し、以下の事項に係る条文等や、その他分類設定にあたり参考とした条文等を別添資料として添付。</u></p> <p>※ 特に参考とした条文等がなければ法令等の名称の記載のみすればよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>所管省庁に対する品目別売上等の報告等</u></li> <li>・会計処理・経理区分</li> <li>・特定の財・サービスに課される税（酒税、たばこ税など）</li> </ul>
(2) 業界売上高 ・ 事業所数等	<p>(注) 「<u>経済センサスー活動調査結果</u>」から、産業（細分類）事業所数及び売上（収入）金額を記載。「<u>経済センサスー活動調査結果</u>」の情報が無い場合、あるいはその情報では足りないと判断した場合には<u>その他の情報を記載しても良い。</u></p>
(3) 主な商品・サービス等	<p>(注) 当該産業に属する企業等のHPや各種統計、業界団体等が提供する情報等を参考に、当該産業に属する企業等が提供する主な商品・サービス等について記載。</p>
(4) 備考	<p>(注) 上記以外の情報で記載すべきもの<u>（分類案の説明にあたり、事前に伝えておいた方が良い事項など）</u>があれば記載。</p>

(注) 上記 (1) ～ (4) について、特に記載すべき事項がなければ「特筆事項なし」と記載する。なお、上記 (1) について、条文等は別添とする。また、上記 (2) ～ (4) について、既存の資料を別添として本様式への記載を省略しても差し支えない。ただし、別添は分類説明に必要な最低限度に留めることとする。おって、必要に応じて、用語集等の補助資料を別途作成しても差し支えない。



## 第●回研究会（□ ○○業）における主な御意見とその対処方針（案）

## 1 研究会における御意見

No.	御意見	対処方針（案）
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

## 2 研究会後に寄せられた御意見

	御意見	対処方針（案）
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		